2026 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名　株 式 会 社 メ デ ィ ネ ッ ト
代表者名　代表取締役社長　久布白 兼直
（コード番号:2370 東証グロース）
問合せ先　取締役経営管理部長 落合 雅三
（TEL 0 3 － 6 6 3 1 － 1 2 0 1）

取締役に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）制度（以下「本制度」といいます。）の一部改定について、2026 年 12 月 23 日に開催を予定している第 31 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1．改定の概要

当社取締役の報酬額は、2003 年 12 月 24 日開催の当社第8回定時株主総会において、年額 500,000 千円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）としてご承認をいただいております。

また、2022 年 12 月 15 日開催の第 27 回定時株主総会において、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別に、社外取締役を含む当社取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること及びその報酬額を年額 24,000 千円以内（うち社外取締役は年額 3,000 千円以内）かつ年 300,000 株以内（うち社外取締役分は年 37,500 株以内）とすることについてご承認をいただいております。

今後、取締役による当社企業価値の持続的な向上に向けた取り組みをさらに促進するため、取締役の報酬制度を見直すこととし、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬額を、年額 100,000 千円以内（うち社外取締役は年額 12,500 千円以内）かつ年 4,000,000 株以内（うち社外取締役分は年 500,000 株以内。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当、株式分割又は併合が行われた場合、当該効力発生日以降、割当比率、分割比率、併合比率に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲内で調整する。）に改定させていただきたいと存じます。

なお、上記の報酬額及び株式数の上限以外の当該制度の内容につきましては、第 27 回定時株主総会においてご承認いただいた内容から変更はございません。

本改定に基づき年間に割り当てる譲渡制限付株式の上限数 4,000,000 株が 2026 年9月 30 日現在の発行済株式総数（自己株式を除く）に占める割合は、約 1.4%となりますが、取締役に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与及び株主の皆様との価値共有を図るという本制度の目的に照らして、相当な範囲であると考えております。

なお、本制度の改定は、本株主総会において当社株主の皆様の承認が得られることを条件とします。

2．本制度の概要

（1）本制度は対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処

分（以下「交付」といいます。）し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、「(2)本割当契約において定める内容の概要」を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(2)本割当契約において定める内容の概要

①譲渡制限期間

対象取締役は、交付日から当社又は当社の子会社もしくは関連会社（以下「当社グループ」という。）の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまで（以下「本譲渡制限期間」という。）の期間、本制度に基づき交付を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

②譲渡制限の解除

対象取締役が本譲渡制限期間の開始日以降、1年が経過する日までの期間（以下「役務提供期間」という。）継続して当社グループの取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、そのすべての本割当株式について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間中に当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人の地位をいずれも喪失した場合、「③役務提供期間中の退任等の取り扱い」の定めに従って無償取得される株式以外の本割当株式について、当該無償取得に係る取締役会決議がされた時点をもって譲渡制限を解除するものとする。

③役務提供期間中の退任等の取り扱い

対象取締役が役務提供期間中に当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失した場合（ただし、死亡による退任の場合を除く）には、当社は、対象取締役の退任の理由（自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等）等具体的事情に照らして、当社の取締役会の決定により以下のいずれかを実施することができる。

Ⅰ．本割当株式の全部を無償で取得する。

Ⅱ．対象取締役が退任した時点をもって、次のⅰの数からⅱの数を引いた数の本割当株式について、無償で取得する。

ⅰ 本割当株式数

ⅱ 払込期日を含む月から対象取締役が本③項柱書に掲げるいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を 12 で除した数（以下「在任期間比率」という。）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

④譲渡制限が解除されなかった場合の取扱い

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てを当然に無償取得する。

⑤株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

⑥組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（当該組織再編等に関する事項について当社の株主総会の承認を要しない場合には、取締役会）で承認された場合には、

当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、本項の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てを当然に無償で取得する。

以上